

平成 30 年度

行政監査報告書

「指定管理者制度による公の施設の管理・運営状況について」

(資料編)

都城市監査委員

目 次

ページ

資料 1 指定管理施設一覧	1
資料 2 指定管理施設調査票	5
資料 3 調査票回答一覧	7
資料 4 「指定管理者制度の運用について」 平成22年12月28日付け総行経第38号	15
資料 5 「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」 平成15年7月17日付け総行行第87号	17
資料 6 指定管理者制度導入施設の管理運営状況等	20

資料 1

指定管理施設一覧

(平成29年度末現在)

No.	指定管理施設名 (153施設)	施設種別	基本協定名 (75協定)	指定管理者名	施設所管課名※1
1	都城市総合文化ホール	文教施設	都城市総合文化ホール	公益財團法人都城市文化振興財團・舞台事業共同組合	コミュニティ文化課
2	都城市林業総合センター	産業振興施設	都城市林業総合センター	都城森林組合	森林保全課
3	志和池中央ふれあい広場	レク・スポ施設※2	志和池中央ふれあい広場	志和池地区環境整備対策協議会	環境施設課
4	都城市リサイクルプラザ	基盤施設	都城市リサイクルプラザ	真栄産業株式会社	環境施設課
5	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	医療・福祉施設	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	株式会社文化コーポレーション	福祉課
6	都城市点字図書館	医療・福祉施設	都城市点字図書館	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	福祉課
7	都城市創生館	医療・福祉施設	都城市創生館	社会福祉法人常陽社会福祉事業団	福祉課
8	都城市老人いこいの家	医療・福祉施設	都城市老人いこいの家	公益社団法人都城市シルバー人材センター	福祉課
9	都城市高城養護老人ホーム友愛園	医療・福祉施設	都城市高城養護老人ホーム友愛園	社会福祉法人スマイルング・パーク	福祉課
10	都城市山田養護老人ホーム霧峰園	医療・福祉施設	都城市山田養護老人ホーム霧峰園	社会福祉法人あさぎり福祉会	福祉課
11	都城市高崎養護老人ホームたちはな荘	医療・福祉施設	都城市高崎養護老人ホームたちはな荘	社会福祉法人豊の里	福祉課
12	都城市梅北児童館	医療・福祉施設	都城市梅北児童館	特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ	こども課
13	都城市安久児童館	医療・福祉施設	都城市安久児童館	特定非営利活動法人こじいの森・子どもの時間	こども課
14	都城市太郎坊児童館	医療・福祉施設	都城市太郎坊児童館	特定非営利活動法人こじいの森・子どもの時間	こども課
15	都城市高木児童館	医療・福祉施設	都城市高木児童館	特定非営利活動法人こじいの森・子どもの時間	こども課
16	都城市下水流児童館	医療・福祉施設	都城市下水流児童館	特定非営利活動法人こじいの森・子どもの時間	こども課
17	神柱児童センター	医療・福祉施設	神柱児童センター	特定非営利活動法人こじいの森・子どもの時間	こども課
18	都原児童センター	医療・福祉施設	都原児童センター	特定非営利活動法人子育て応援団ひいらぎ	こども課
19	都城市鷹尾児童館	医療・福祉施設	都城市鷹尾児童館	社会福祉法人相愛会	こども課
20	都城市高城児童館	医療・福祉施設	都城市高城児童館	社会福祉法人さかえ福祉会	こども課
21	都城市山田谷頭児童館	医療・福祉施設	都城市山田谷頭児童館	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	こども課
22	都城健康サービスセンター	医療・福祉施設	都城健康サービスセンター	一般社団法人都城市北諸県郡医師会	健康課
23	都城夜間急病センター	医療・福祉施設	都城夜間急病センター	一般社団法人都城市北諸県郡医師会	健康課
24	都城市公設地方卸売市場	産業振興施設	都城市公設地方卸売市場	株式会社都城公設卸売市場	農政課
25	都城市食肉センター	産業振興施設	都城市食肉センター	都城ウエルネスミート株式会社	畜産課
26	都城市農業伝承の家	産業振興施設	都城市農業伝承の家	特定非営利活動法人正応寺ごんだの会	農村整備課
27	都城市チャレンジショップ	産業振興施設	都城市チャレンジショップ及び活性化広場	協同組合都城オーバルパティオ	商工政策課
28	都城市活性化広場	産業振興施設			
29	都城市職業訓練センター	産業振興施設	都城市職業訓練センター	職業訓練法人都城地域職業訓練協会	商工政策課
30	都城市カンガエールプラザ	産業振興施設	都城市カンガエールプラザ	職業訓練法人都城地域職業訓練協会	商工政策課
31	都城市ウエルネス交流プラザ	産業振興施設	都城市ウエルネス交流プラザ	都城まちづくり株式会社	商工政策課
32	中央地区立体自動車駐車場	基盤施設	中央地区立体自動車駐車場	都城まちづくり株式会社	商工政策課
33	総合交流活性化センター(青井岳荘)	レク・スポ施設			
34	青井岳会館	レク・スポ施設			
35	滝水亭	レク・スポ施設	都城市山之口青井岳觀光施設	青井岳温泉株式会社	みやこんじょPR課
36	青井岳自然公園	レク・スポ施設			
37	青井岳キャンプ場	レク・スポ施設			

※1 「施設所管課名」は、平成30年11月1日現在のものである。

※2 「レク・スポ施設」とは、「レクリエーション・スポーツ施設」の略である。

No.	指定管理施設名 (153施設)	施設種別	基本協定名 (75協定)	指定管理者名	施設所管課名
38	都城市高城健康増進センター	レク・スポ施設	都城市観音池公園(子ども村プール) レク・スポ施設 都城市観音池公園(キャンプ場外) レク・スポ施設 都城市高城竹楽のおさと レク・スポ施設 高崎総合公園(温泉交流センター) レク・スポ施設 高崎総合公園(温水プール) レク・スポ施設	株式会社レイク観音	みやこんじょPR課
39	都城市高城ふれあいセンター	レク・スポ施設			
40	都城市観音池公園(子ども村プール)	レク・スポ施設			
41	都城市観音池公園(キャンプ場外)	レク・スポ施設			
42	都城市高城竹楽のおさと	レク・スポ施設			
43	高崎総合公園(温泉交流センター)	レク・スポ施設	高崎総合公園施設	高崎町星の郷総合産業株式会社	みやこんじょPR課
44	高崎総合公園(温水プール)	レク・スポ施設			
45	高崎総合公園(たちばな北斗ハウス)	レク・スポ施設			
46	高崎総合公園(パークゴルフ場)	レク・スポ施設			
47	高崎総合公園(たちばな天文台)	文教施設			
48	高崎総合公園RVパーク	レク・スポ施設	高崎総合公園RVパーク	高崎町星の郷総合産業株式会社	みやこんじょPR課
49	関之尾緑の村	レク・スポ施設	母智丘関之尾公園外1施設	一般社団法人都城観光協会	道路公園課
50	母智丘関之尾公園	レク・スポ施設			
51	金御岳公園	レク・スポ施設	金御岳公園施設	中郷商工会	道路公園課
52	都城運動公園体育施設(体育館)	レク・スポ施設	早水公園体育文化センター外7体育施設	株式会社文化コーポレーション	スポーツ振興課
53	都城運動公園体育施設(庭球場)	レク・スポ施設			
54	都城運動公園体育施設(陸上競技場)	レク・スポ施設			
55	都城運動公園体育施設(野球場)	レク・スポ施設			
56	都城運動公園体育施設(弓道場)	レク・スポ施設			
57	都城運動公園体育施設(洋弓場)	レク・スポ施設			
58	都城市武道館	レク・スポ施設			
59	早水公園体育文化センター	レク・スポ施設			
60	都城市勤労青少年体育センター	レク・スポ施設	姫城地区体育施設	姫城地区体育協会	スポーツ振興課
61	都城市姫城公園運動広場	レク・スポ施設			
62	都城市上長飯一万城地区体育館	レク・スポ施設	妻ヶ丘地区体育施設	妻ヶ丘地区体育協会	スポーツ振興課
63	都城市小松原地区体育館	レク・スポ施設	小松原地区体育施設	小松原地区体育協会	スポーツ振興課
64	都城市小松原市民広場	レク・スポ施設			
65	都城市祝吉地区体育館	レク・スポ施設	祝吉地区体育施設	祝吉地区体育協会	スポーツ振興課
66	都城市五十市地区体育館	レク・スポ施設	五十市地区体育施設	五十市地区体育協会	スポーツ振興課
67	都城市鷹尾市民広場	レク・スポ施設			
68	都城市横市地区体育館	レク・スポ施設	横市地区体育施設	横市地区体育協会	スポーツ振興課
69	都城市横市市民広場	レク・スポ施設			
70	都城市中郷地区体育館	レク・スポ施設	中郷地区体育施設	中郷地区体育協会	スポーツ振興課
71	都城市中郷市民広場	レク・スポ施設			
72	都城市沖水地区体育館	レク・スポ施設	沖水地区体育施設	沖水地区体育協会	スポーツ振興課
73	都城市沖水市民広場	レク・スポ施設			
74	都城市志和池地区体育館	レク・スポ施設	志和池地区体育施設	志和池地区体育協会	スポーツ振興課
75	都城市志和池市民広場	レク・スポ施設			

指定管理施設一覧

(平成29年度末現在)

No.	指定管理施設名 (153施設)	施設種別	基本協定名 (75協定)	指定管理者名	施設所管課名
76	都城市庄内地区体育館	レク・スポ施設	庄内地区体育施設	庄内地区体育協会	スポーツ振興課
77	都城市庄内市民広場	レク・スポ施設			
78	都城市西岳地区体育館	レク・スポ施設	西岳地区体育施設	西岳地区まちづくり協議会	スポーツ振興課
79	都城市西岳市民広場	レク・スポ施設			
80	都城市今町地区多目的研修集会施設	レク・スポ施設	今町地区多目的研修集会施設	今町地区多目的研修集会施設管理組合	スポーツ振興課
81	都城市下長飯市民広場	レク・スポ施設	下長飯市民広場体育施設	下長飯自治公民館	スポーツ振興課
82	都城市大岩田市民広場	レク・スポ施設	大岩田市民広場体育施設	大岩田玉利自治公民館	スポーツ振興課
83	山之口運動公園(山之口体育館)	レク・スポ施設			
84	山之口運動公園(山之口武道館)	レク・スポ施設			
85	山之口運動公園(山之口野球場)	レク・スポ施設			
86	山之口運動公園(山之口陸上競技場)	レク・スポ施設	山之口運動公園外1施設	株式会社文化コーポレーション	スポーツ振興課
87	山之口運動公園(山之口多目的広場)	レク・スポ施設			
88	山之口運動公園(山之口ソフト球場)	レク・スポ施設			
89	都城市山之口佐土原市民広場	レク・スポ施設			
90	都城市高城運動公園屋内競技場	レク・スポ施設	都城市高城運動公園屋内競技場	特定非営利活動法人高城スポーツクラブ	スポーツ振興課
91	高崎総合公園(総合体育館、武道場含む。)	レク・スポ施設			
92	高崎総合公園(多目的広場)	レク・スポ施設			
93	高崎総合公園(陸上競技場)	レク・スポ施設			
94	高崎総合公園(野球場)	レク・スポ施設	高崎総合公園施設外1施設	高崎町星の郷総合産業株式会社	スポーツ振興課
95	高崎総合公園(庭球場)	レク・スポ施設			
96	都城市高崎大牟田地区体育館	レク・スポ施設			
97	都城市コミュニティセンター	文教施設	都城市コミュニティセンター施設	株式会社文化コーポレーション	生涯学習課
98	都城市山之口多目的研修センター	レク・スポ施設	都城市山之口多目的研修センター	麓地域公民館	山之口地域振興課※
99	都城市山之口健康増進センター	レク・スポ施設	都城市山之口健康増進センター	下富吉地域公民館	山之口地域振興課
100	都城市山之口上富吉地区体育館	レク・スポ施設	都城市山之口上富吉地区体育館	上富吉地域公民館	山之口地域振興課
101	都城市山之口花木地区体育館	レク・スポ施設	都城市山之口花木地区体育館	花木地域公民館	山之口地域振興課
102	都城市山之口高齢者生活福祉センター	医療・福祉施設			
103	都城市山之口ふれあいの館	医療・福祉施設			
104	都城市山之口弓道・四半的場	レク・スポ施設	都城市山之口高齢者生活福祉センター外3施設	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	山之口市民生活課
105	都城市山之口屋内ゲートボール場	レク・スポ施設			
106	都城市山之口ふるさと産品販売所	産業振興施設			
107	都城市山之口農林水産物直売・食材供給施設	産業振興施設	都城市山之口ふるさと産品販売所外2施設	道の駅山之口株式会社	山之口産業建設課
108	都城市山之口農林水産物処理加工施設	産業振興施設			
109	都城市高城老人福祉館	医療・福祉施設	都城市高城老人福祉館	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	高城市民生活課
110	都城市高城原ふれあいスポーツ館	レク・スポ施設	都城市高城原ふれあいスポーツ館	都城市高城地区第1自治公民館	高城産業建設課
111	都城市ふれあい武道館	レク・スポ施設	都城市ふれあい武道館	都城市高城地区第8自治公民館	高城産業建設課
112	都城市高城横原地区コミュニティセンター	文教施設	都城市高城横原地区コミュニティセンター	都城市高城地区第5自治公民館	高城産業建設課
113	都城市高城地域交流センター	産業振興施設	都城市高城地域交流センター施設	株式会社サクラドリームゲート	高城産業建設課

※ 「山之口総合支所地域振興課」等の表記は、「山之口地域振興課」の例による。

No.	指定管理施設名 (153施設)	施設種別	基本協定名 (75協定)	指定管理者名	施設所管課名
114	都城市高城運動公園(野球場)	レク・スポ施設			
115	都城市高城運動公園(総合体育館)	レク・スポ施設			
116	都城市高城運動公園(多目的広場)	レク・スポ施設			
117	都城市高城運動公園(芝生広場)	レク・スポ施設			
118	都城市高城運動公園(庭球場)	レク・スポ施設			
119	都城市高城運動公園(弓道場)	レク・スポ施設	都城市高城運動公園等施設	特定非営利活動法人高城スポーツクラブ	高城地域振興課
120	都城市高城運動公園(クラブハウス)	レク・スポ施設			
121	都城市高城勤労青少年ホーム	レク・スポ施設			
122	都城市石山体育センター	レク・スポ施設			
123	都城市高城農村環境改善センター	レク・スポ施設			
124	都城市高城多目的研修集会施設	レク・スポ施設			
125	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	レク・スポ施設	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	山田市民生活課
126	都城市山田総合福祉センター	医療・福祉施設	都城市山田総合福祉センター	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	山田市民生活課
127	都城市高崎デイサービスセンター	医療・福祉施設	都城市高崎デイサービスセンター	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	高崎市民生活課
128	都城市高崎老人福祉館	医療・福祉施設	都城市高崎老人福祉館	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	高崎市民生活課
129	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	医療・福祉施設	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	社会福祉法人都城市社会福祉協議会	高崎市民生活課
130	都城市高崎大牟田農産加工センター	産業振興施設			
131	都城市高崎江平農産加工調理センター	産業振興施設	都城市高崎農産加工センター	高崎町農産加工センター事業協同組合	高崎産業建設課
132	都城市山田かかしの里流れるプール	レク・スポ施設			
133	都城市山田パークゴルフ場	レク・スポ施設			
134	都城市山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園	レク・スポ施設			
135	都城市山田植樹等景観施設一堂ヶ丘公園駐車広場	産業振興施設			
136	都城市山田温泉交流センター	レク・スポ施設			
137	都城市山田総合交流ターミナル複合施設	産業振興施設			
138	都城市山田柔剣道場	レク・スポ施設			
139	都城市山田弓道場	レク・スポ施設			
140	都城市山田体育館	レク・スポ施設			
141	都城市山田第1運動公園(野球場)	レク・スポ施設			
142	都城市山田第1運動公園(陸上競技場)	レク・スポ施設			
143	都城市山田第1運動公園(庭球場)	レク・スポ施設			
144	都城市山田第2運動公園	レク・スポ施設			
145	都城市山田木之川内体育センター	レク・スポ施設			
146	都城市山田農業者トレーニングセンター	レク・スポ施設			
147	都城市山田稻妻郷土の森	レク・スポ施設			
148	都城市山田農村婦人の家	産業振興施設			
149	都城市山田食文化伝統伝承館	産業振興施設			
150	都城市山田工芸伝統伝承館	産業振興施設			
151	都城市山田活性化センター	産業振興施設			
152	都城市山田ふれあい農園	産業振興施設			
153	都城市山田谷頭駅前貿物公園	産業振興施設			

資料2

指定管理施設調査票

質問番号	質問事項	選択肢等
問1	指定管理者制度導入の主な理由(3つまで選択可)	<p>※ 指定管理者制度更新施設においては、更新時の理由になります。</p> <p>ア 民間参入の可能性がある施設 イ サービス向上が期待できる施設 ウ 管理運営経費の節減が期待できる施設 エ 施設の利用促進が期待できる施設 オ 住民自治意識の向上、地域協働の推進が期待できる施設 カ 新規に設置する施設のうち、直営とすべき合理的理由のない施設</p>
問2	公募・非公募の別	「公募」or「非公募」を選択 ⇒「公募」を選択 問3へ ⇒「非公募」を選択 問4へ
問3	公募の応募団体数	数字のみ入力
問4	非公募の主な理由(選択肢から1つ選択)	<p>ア 地域密着型の施設で住民自治意識等の向上、地域協働の推進等が期待でき、かつその受け皿となるべき団体がその地域に1団体しか存在しなかったことによるもの イ 専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する団体を指定することが適切な管理運営に資すると認められることによるもの ウ 指定期間に、市又は指定管理者の都合により指定の取消しをした場合、緊急に指定管理者を指定する必要がある(直前の指定管理者選定時の第二候補者を非公募で指定する等)ことによるもの エ モニタリングの評価を通じて、非常に良好な管理運営がなされ、かつ施設利用者の満足度が十分に達成されていると客観的に見て明らかなことによるもの オ PFIの活用により、一定期間、施設の管理運営する団体を指定することによるもの カ その他市長が相当の理由があると認めることによるもの</p>
問5	指定の期間(年間)	数字のみ入力
問6	現在の指定の期間について	<p>※ 現在の指定の期間は適当ですか。 「適当」or「長い」or「短い」を選択</p>
問7	平成29年度指定管理料(千円)	数字のみ入力(単位:千円)
問8	指定管理料の算定基準(選択肢から1つ選択)	<p>ア 市直営の経費及び団体見積書を算定基準にしている。 イ 団体見積書のみを算定基準にしている。 ウ 団体見積書及び他指定管理者の経費を算定基準にしている。 エ 市直営の経費のみを算定基準にしている。 オ 措置費等を算定基準にしている。 カ 算定していない。</p>
問9	収支報告書への一般管理費(本社事務経費)の計上	<p>※ 一般管理費とは、施設の管理運営に係る直接業務費以外で、本社の維持に係る事務経費等のことといいます。 「有」or「無」を選択</p>
問10	指定管理料算定額への一般管理費(本社事務経費)の計上	「有」or「無」を選択
問11	施設の料金の形態	「利用料金」or「使用料」or「該当無」を選択
問12	事業計画書の提出	「有」or「無」を選択
問13	施設利用者数等の数値目標設定	「有」or「無」を選択

質問番号	質問事項	選択肢等
問14	自主事業の実施	「有」or「無」を選択
問15	第三者委託の市長の承諾(選択肢から1つ選択)	ア 毎年度承諾している。 イ 協定初年度のみ承諾している。 ウ 承諾していない。 エ 該当なし。
問16	平成29年度第三者委託金額(千円)	数字のみ入力(単位:千円)
問17	第三者委託の業務履行の確認	※ 確認とは、第三者委託の市長の承諾のことではありません。 「有」or「無」or「該当無」を選択
問18	事業報告書の提出	「有」or「無」を選択
問19	指定管理者の財務諸表の分析(経営指標の把握)	※ 財務諸表の提出を受けるだけではなく、財務諸表から自己資本比率、流動比率、固定比率等の経営指標の把握をしていますか。 「している」or「していない」を選択
問20	モニタリングの実施回数	数字のみ入力
問21	モニタリングに基づく指定管理者への改善要求(書面)	※ 改善要求とは、仕様・水準を満たしていない場合に行うものです。 「有」or「無」を選択 ⇒「有」を選択 問22へ ⇒「無」を選択 問23へ
問22	改善要求に対する指定管理者からの報告(書面)	「有」or「無」を選択
問23	指定管理者による利用者アンケートの実施	「有」or「無」を選択
問24	備品の確認(I、II、III種の区分)	「有」or「無」を選択
問25	指定管理制度導入の効果(複数選択可)	ア サービスの向上が図れた。 イ 管理運営経費の節減が図れた。 ウ 施設の利用促進が図れた。 エ 住民自治意識の向上、地域協働の推進が図れた。 オ その他 ⇒選択した場合は、問26も入力 カ 導入効果は無かった。
問26	問25「オ. その他」の導入効果	他の導入効果を記入してください。
問27	指定管理者制度に対する意見	指定管理者制度についての意見があれば、記入してください。

※1 対象年度は、平成29年度です。

なお、移管されている場合は、平成30年度の所管課で入力してください。

※2 調査票は、施設ごとではなく、協定書ごとに入力してください。

資料3

調査票回答一覧

No.	基本協定名	施設所管課名	問1	問2	問3	問4	問5
1	都城市総合文化ホール	コミュニティ文化課	イ、ウ、エ	非公募	—	エ	5年間
2	都城市林業総合センター	森林保全課	イ、ウ	公募	1団体	—	5年間
3	志和池中央ふれあい広場	環境施設課	ア、エ、オ	非公募	—	ア	2.5年間
4	都城市リサイクルプラザ	環境施設課	イ、ウ、エ	公募	5団体	—	3年間
5	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	福祉課	イ、ウ	公募	2団体	—	5年間
6	都城市点字図書館	福祉課	イ、ウ	非公募	—	イ	5年間
7	都城市創生館	福祉課	ウ	非公募	—	ア	3年間
8	都城市老人いこいの家	福祉課	ウ	非公募	—	ア	5年間
9	都城市高城養護老人ホーム友愛園	福祉課	イ、ウ	公募	2団体	—	5年間
10	都城市山田養護老人ホーム霧峰園	福祉課	イ、ウ	公募	2団体	—	5年間
11	都城市高崎養護老人ホームたちばな荘	福祉課	イ、ウ	公募	2団体	—	5年間
12	都城市梅北児童館	こども課	イ、エ	公募	2団体	—	5年間
13	都城市安久児童館	こども課	イ、エ	公募	1団体	—	5年間
14	都城市太郎坊児童館	こども課	イ、エ	公募	2団体	—	5年間
15	都城市高木児童館	こども課	イ、エ	公募	2団体	—	5年間
16	都城市下水流児童館	こども課	イ、エ	公募	2団体	—	5年間
17	神柱児童センター	こども課	イ、エ	公募	2団体	—	5年間
18	都原児童センター	こども課	イ、エ	公募	3団体	—	5年間
19	都城市鷹尾児童館	こども課	イ、エ	公募	2団体	—	5年間
20	都城市高城児童館	こども課	イ、エ	公募	3団体	—	5年間
21	都城市山田谷頭児童館	こども課	イ、エ	公募	4団体	—	5年間
22	都城健康サービスセンター	健康課	イ、ウ、エ	非公募	—	イ	5年間
23	都城夜間急病センター	健康課	エ、カ	非公募	—	イ	5年間
24	都城市公設地方卸売市場	農政課	イ、ウ、エ	非公募	—	イ	5年間
25	都城市食肉センター	畜産課	ア、イ、ウ	公募	1団体	—	5年間
26	都城市農業伝承の家	農村整備課	オ	非公募	—	ア	5年間
27	都城市チャレンジショップ及び活性化広場	商工政策課	ア、イ、ウ	公募	1団体	—	3年間
28	都城市職業訓練センター	商工政策課	ウ	非公募	—	イ	5年間
29	都城市カンガエールプラザ	商工政策課	ウ	公募	1団体	—	5年間
30	都城市ウエルネス交流プラザ	商工政策課	ア、イ、エ	公募	1団体	—	5年間
31	中央地区立体自動車駐車場	商工政策課	ア、ウ	公募	1団体	—	5年間
32	都城市山之口青井岳觀光施設	みやこんじょPR課	イ、ウ	公募	4団体	—	4年間
33	都城市觀音池公園施設等	みやこんじょPR課	イ、ウ、エ	公募	1団体	—	4年間
34	高崎総合公園施設	みやこんじょPR課	イ、ウ	公募	1団体	—	4年間
35	高崎総合公園RVパーク	みやこんじょPR課	イ、ウ	非公募	—	ア	3.5年間
36	母智丘閑之尾公園外1施設	道路公園課	ア、イ、ウ	公募	1団体	—	5年間
37	金御岳公園施設	道路公園課	イ、ウ、オ	公募	1団体	—	5年間
38	早水公園体育文化センター外7体育施設	スポーツ振興課	イ、ウ、エ	公募	2団体	—	5年間
39	姫城地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
40	妻ヶ丘地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間

問6	問7	問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14
適當	213,138千円	ア	有	有	利用料金	有	有	無
適當	1,720千円	イ	無	無	利用料金	有	無	無
短い	3,568千円	ア	無	無	利用料金	有	有	無
短い	84,855千円	ア	無	無	利用料金	有	有	有
適當	9,953千円	イ	無	無	使用料	有	有	有
適當	16,073千円	イ	無	無	該当無	有	有	有
適當	150千円	イ	無	無	該当無	有	有	有
適當	5,340千円	イ	無	無	該当無	有	有	有
適當	106,692千円	オ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	87,202千円	オ	無	無	該当無	有	無	有
適當	90,180千円	イ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	3,892千円	ア	無	無	該当無	有	有	有
適當	3,923千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	3,892千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	3,889千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	3,889千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	5,574千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	4,944千円	ア	無	無	該当無	有	有	有
適當	3,822千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	3,950千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	4,054千円	ア	無	無	該当無	有	有	無
適當	0円	カ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	355,438千円	ウ	有	有	利用料金	有	無	無
適當	0円	エ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	0円	カ	無	無	利用料金	有	無	無
適當	183千円	エ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	1,170千円	イ	有	有	利用料金	有	無	無
適當	0円	イ	有	有	利用料金	有	有	有
適當	2,080千円	イ	無	無	利用料金	有	有	有
適當	96,078千円	イ	有	有	利用料金	有	無	有
適當	0円	イ	有	有	利用料金	有	無	有
適當	0円	カ	有	無	利用料金	有	有	有
適當	68,009千円	イ	有	無	利用料金	有	無	有
適當	63,605千円	ア	有	無	利用料金	有	有	有
適當	0円	ア	有	無	利用料金	有	有	無
適當	44,282千円	ウ	有	有	利用料金	有	無	有
適當	10,445千円	ウ	有	有	該当無	有	無	有
適當	101,387千円	ア	有	有	使用料	有	有	有
適當	1,160千円	エ	無	無	使用料	有	無	無
適當	838千円	エ	無	無	使用料	有	無	無

調査票回答一覧

No.	基本協定名	施設所管課名	問1	問2	問3	問4	問5
41	小松原地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
42	祝吉地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
43	五十市地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
44	横市地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
45	中郷地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
46	沖水地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
47	志和池地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
48	庄内地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
49	西岳地区体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
50	今町地区多目的研修集会施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
51	下長飯市民広場体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
52	大岩田市民広場体育施設	スポーツ振興課	ウ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
53	山之口運動公園外1施設	スポーツ振興課	イ、ウ、エ	非公募	—	カ	1年間
54	都城市高城運動公園屋内競技場	スポーツ振興課	イ、ウ、エ	非公募	—	カ	4.8年間
55	高崎総合公園施設外1施設	スポーツ振興課	イ、ウ、エ	非公募	—	カ	2年間
56	都城市コミュニティセンター施設	生涯学習課	イ、ウ、エ	公募	3団体	—	5年間
57	都城市山之口多目的研修センター	山之口地域振興課※	オ	非公募	—	ア	5年間
58	都城市山之口健康増進センター	山之口地域振興課	オ	非公募	—	ア	5年間
59	都城市山之口上富吉地区体育館	山之口地域振興課	オ	非公募	—	ア	5年間
60	都城市山之口花木地区体育館	山之口地域振興課	オ	非公募	—	ア	5年間
61	都城市山之口高齢者生活福祉センター外3施設	山之口市民生活課	イ、エ、オ	非公募	—	ア	5年間
62	都城市山之口ふるさと産品販売所外2施設	山之口産業建設課	イ、エ	公募	1団体	—	5年間
63	都城市高城運動公園等施設	高城地域振興課	イ、ウ、エ	公募	2団体	—	5年間
64	都城市高城老人福祉館	高城市民生活課	イ、ウ、エ	非公募	—	ア	5年間
65	都城市高城原ふれあいスポーツ館	高城産業建設課	オ	非公募	—	ア	5年間
66	都城市ふれあい武道館	高城産業建設課	オ	非公募	—	ア	5年間
67	都城市高城横原地区コミュニティセンター	高城産業建設課	オ	非公募	—	ア	5年間
68	都城市高城地域交流センター施設	高城産業建設課	ア、イ、エ	公募	2団体	—	5年間
69	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	山田市民生活課	ア、イ、エ	公募	1団体	—	5年間
70	都城市山田総合福祉センター	山田市民生活課	イ、ウ、オ	非公募	—	ア	5年間
71	都城市高崎デイサービスセンター	高崎市民生活課	イ、エ、オ	非公募	—	ア	5年間
72	都城市高崎老人福祉館	高崎市民生活課	イ、エ、オ	非公募	—	ア	5年間
73	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	高崎市民生活課	イ、エ、オ	非公募	—	ア	5年間
74	都城市高崎農産加工センター	高崎産業建設課	イ、エ、オ	非公募	—	ア	3年間
75	都城市山田町公の施設※	みやこんじょPR課 スポーツ振興課 山田地域振興課 山田産業建設課	イ、ウ、エ	公募	1団体	—	4年間

※ 報告書の作成に当たっては、「みやこんじょPR課」の回答を用いた。

問6	問7	問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14
適當	1,437千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	818千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	1,385千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	1,571千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	1,185千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	1,375千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	1,562千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	1,157千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	864千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	1,394千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	582千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	541千円	工	無	無	使用料	有	無	無
適當	13,500千円	ア	有	有	利用料金	有	有	有
適當	5,092千円	ア	有	有	利用料金	有	有	有
適當	20,218千円	ア	有	有	使用料	有	有	有
適當	9,248千円	ウ	有	無	使用料	有	無	有
短い	160千円	エ	無	無	利用料金	有	有	無
短い	160千円	工	無	無	利用料金	有	有	無
短い	160千円	工	無	無	利用料金	有	有	無
短い	160千円	工	無	無	利用料金	有	有	無
適當	5,494千円	イ	無	無	使用料	有	有	有
適當	3,086千円	エ	有	有	利用料金	有	無	有
適當	33,488千円	イ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	1,768千円	イ	有	無	該当無	有	有	有
適當	136千円	ア	無	無	利用料金	有	無	有
適當	139千円	ア	無	無	利用料金	有	無	有
適當	138千円	ア	無	無	利用料金	有	無	有
適當	0円	カ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	8,347千円	イ	有	有	利用料金	有	無	無
適當	2,476千円	イ	有	有	利用料金	有	無	無
適當	0円	イ	無	無	利用料金	有	有	有
適當	1,822千円	ア	無	無	該当無	有	有	有
適當	2,596千円	ア	無	無	該当無	有	有	有
短い	0円	カ	無	無	利用料金	有	無	有
適當	30,003千円	イ	有	無	利用料金	有	有	有
適當		イ	有	無	利用料金	有	有	有
適當		イ	有	無	利用料金	有	有	無
適當		イ	有	無	利用料金	有	有	有

調査票回答一覧

No.	基本協定名	施設所管課名	問15	問16	問17	問18	問19
1	都城市総合文化ホール	コミュニティ文化課	ア	113,491千円	無	有	していない
2	都城市林業総合センター	森林保全課	ア	437千円	無	有	している
3	志和池中央ふれあい広場	環境施設課	エ	0円	該当無	有	していない
4	都城市リサイクルプラザ	環境施設課	ア	3,939千円	無	有	していない
5	都城市勤労身体障害者教養文化体育施設	福祉課	ア	1,183千円	無	有	していない
6	都城市点字図書館	福祉課	エ	0円	該当無	有	していない
7	都城市創生館	福祉課	エ	0円	該当無	有	していない
8	都城市老人いこいの家	福祉課	ア	590千円	有	有	していない
9	都城市高城養護老人ホーム友愛園	福祉課	ア	4,372千円	有	有	していない
10	都城市山田養護老人ホーム霧峰園	福祉課	ア	4,198千円	有	有	していない
11	都城市高崎養護老人ホームたちばな荘	福祉課	ア	3,050千円	有	有	していない
12	都城市梅北児童館	こども課	ア	57千円	有	有	していない
13	都城市安久児童館	こども課	ア	31千円	有	有	していない
14	都城市太郎坊児童館	こども課	ア	26千円	有	有	していない
15	都城市高木児童館	こども課	ア	45千円	有	有	していない
16	都城市下水流児童館	こども課	ア	49千円	有	有	していない
17	神柱児童センター	こども課	ア	11千円	有	有	していない
18	都原児童センター	こども課	ア	353千円	有	有	していない
19	都城市鷹尾児童館	こども課	ア	32千円	有	有	していない
20	都城市高城児童館	こども課	ア	19千円	有	有	していない
21	都城市山田谷頭児童館	こども課	ア	8千円	有	有	していない
22	都城健康サービスセンター	健康課	ア	13,443千円	無	有	していない
23	都城夜間急病センター	健康課	ア	7,255千円	無	有	していない
24	都城市公設地方卸売市場	農政課	ア	14,151千円	無	有	していない
25	都城市食肉センター	畜産課	ア	22,117千円	無	有	している
26	都城市農業伝承の家	農村整備課	エ	0円	該当無	有	していない
27	都城市チャレンジショップ及び活性化広場	商工政策課	ア	380千円	無	有	していない
28	都城市職業訓練センター	商工政策課	エ	0円	該当無	有	していない
29	都城市カンガエールプラザ	商工政策課	エ	0円	該当無	有	していない
30	都城市ウエルネス交流プラザ	商工政策課	ア	20,323千円	無	有	していない
31	中央地区立体自動車駐車場	商工政策課	ア	3,689千円	無	有	していない
32	都城市山之口青井岳觀光施設	みやこんじょPR課	ア	19,093千円	無	有	している
33	都城市觀音池公園施設等	みやこんじょPR課	ア	27,738千円	有	有	している
34	高崎総合公園施設	みやこんじょPR課	ア	15,706千円	有	有	している
35	高崎総合公園RVパーク	みやこんじょPR課	エ	0円	該当無	有	している
36	母智丘閑之尾公園外1施設	道路公園課	ア	22,140千円	有	有	していない
37	金御岳公園施設	道路公園課	ア	8,447千円	有	有	していない
38	早水公園体育文化センター外7体育施設	スポーツ振興課	ア	12,421千円	無	有	していない
39	姫城地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
40	妻ヶ丘地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない

調査票回答一覧

No.	基本協定名	施設所管課名	問15	問16	問17	問18	問19
41	小松原地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
42	祝吉地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
43	五十市地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
44	横市地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
45	中郷地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
46	沖水地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
47	志和池地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
48	庄内地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
49	西岳地区体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
50	今町地区多目的研修集会施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
51	下長飯市民広場体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
52	大岩田市民広場体育施設	スポーツ振興課	エ	0円	該当無	有	していない
53	山之口運動公園外1施設	スポーツ振興課	ア	535千円	無	有	していない
54	都城市高城運動公園屋内競技場	スポーツ振興課	ア	7,130千円	無	有	していない
55	高崎総合公園施設外1施設	スポーツ振興課	ア	3,410千円	無	有	していない
56	都城市コミュニティセンター施設	生涯学習課	ア	4,163千円	有	有	していない
57	都城市山之口多目的研修センター	山之口地域振興課	エ	0円	該当無	有	していない
58	都城市山之口健康増進センター	山之口地域振興課	エ	0円	該当無	有	していない
59	都城市山之口上富吉地区体育館	山之口地域振興課	エ	0円	該当無	有	していない
60	都城市山之口花木地区体育館	山之口地域振興課	エ	0円	該当無	有	していない
61	都城市山之口高齢者生活福祉センター外3施設	山之口市民生活課	ア	2,021千円	有	有	していない
62	都城市山之口ふるさと産品販売所外2施設	山之口産業建設課	ア	1,798千円	無	有	している
63	都城市高城運動公園等施設	高城地域振興課	ア	9,659千円	有	有	していない
64	都城市高城老人福祉館	高城市民生活課	ア	478千円	無	有	していない
65	都城市高城原ふれあいスポーツ館	高城産業建設課	エ	0円	該当無	有	していない
66	都城市ふれあい武道館	高城産業建設課	エ	0円	該当無	有	していない
67	都城市高城横原地区コミュニティセンター	高城産業建設課	エ	0円	該当無	有	していない
68	都城市高城地域交流センター施設	高城産業建設課	ア	990千円	無	有	していない
69	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	山田市民生活課	ア	188千円	無	有	していない
70	都城市山田総合福祉センター	山田市民生活課	ア	1,386千円	無	有	していない
71	都城市高崎デイサービスセンター	高崎市民生活課	ア	592千円	有	有	していない
72	都城市高崎老人福祉館	高崎市民生活課	ア	364千円	有	有	していない
73	都城市高崎介護予防ふれあい交流センター	高崎市民生活課	ア	89千円	有	有	していない
74	都城市高崎農産加工センター	高崎産業建設課	ア	767千円	無	有	していない
75	都城市山田町公の施設	みやこんじょPR課	イ	28,802千円	有	有	している
		スポーツ振興課	イ		有	有	している
		山田地域振興課	イ		有	有	している
		山田産業建設課	イ		有	有	している

問20	問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	イ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	ア、ウ	—	—
4回	無	—	有	有	ア、ウ	—	—
4回	無	—	有	有	ア、ウ	—	—
4回	無	—	有	有	ア、ウ	—	—
2回	無	—	有	有	イ	—	—
1回	無	—	無	有	エ	—	—
1回	無	—	無	有	エ	—	—
1回	無	—	無	有	エ	—	—
1回	無	—	無	有	ア、ウ、エ	—	—
2回	無	—	有	有	ア、ウ、エ	—	—
2回	無	—	有	有	ア、イ、ウ	—	—
1回	無	—	有	有	ア、イ	—	—
1回	無	—	無	有	ウ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	ウ、エ	—	—
1回	無	—	無	有	ア、イ	—	—
4回	無	—	有	有	ア、イ、エ	—	公益事業と収益事業が混在した指定管理業務となっており、指定管理料積算や協定内容の整理に苦慮している。
4回	無	—	有	有	ア、イ、エ	—	—
2回	無	—	有	有	ア、イ、ウ	—	—
1回	無	—	有	有	イ、ウ、エ	—	—
2回	無	—	有	有	イ、ウ、エ	—	—
2回	無	—	無	有	ウ、エ	—	—
4回	無	—	無	有	ア、イ、ウ	—	—
4回	無	—	無	有	ア、イ、ウ	—	—
4回	無	—	無	有	ア、イ	—	—
4回	無	—	無	有	ア、イ、ウ	—	—

資料4

総行経第38号
平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願ひいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体的な定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めるに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的な事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

資料5

総行行第87号
平成15年7月17日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要があり、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること（第244条の2第3項関係）。
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。
 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理

経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されること。(第244条の2第7項関係)

(2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。

(3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際「地方公共団体における個人情報保護対策について」(平成15年6月16日付け總行情第91号総務省政策統括官通知)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。(改正法附則第1条関係)

2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。(改正法附則第2条関係)

資料 6

指定管理者制度導入施設の管理運営状況等（○年度実績）

施 設 名	○○○センター
指 定 管 理 者	○○○株式会社
施 設 所 管 課	○○○部○○○課（直通電話○○一○○○○）

1 利用状況

指標	数値	増減理由等
利用者数（人）	○○人（○○人）	
		○○のため、前年度と比較して○○減少した。

施設の特性等に応じた指標を
設定すること

（ ）内は前年度数値

2 管理運営状況

項目	業務の内容
維持管理業務	光熱水費支払、設備等保守管理、定期清掃、植栽管理、警備、軽微な修繕、安全管理日常点検等
企画運営業務	○○事業、○○講座の実施等

3 収支状況

財源区分 (該当する番号に○)	1 指定管理料のみ 2 指定管理料+利用料金収入 3 利用料金収入のみ		
収入科目	金額（千円）	支出科目	金額（千円）
指定管理料		維持管理費	
利用料金		事業費	
自主事業		自主事業	
委託料		○○事業	
合 計 (①)		合 計 (②)	
		収支差額 (①-②)	

※これ以外の収入及び
支出がある場合は、その
内容を精査し、適切な表
記をおこなうこと。

4 利用者満足度状況（アンケート調査、苦情要望等）

意見等の内容	対応実績等

5 指定管理者制度導入による効果

※サービスの向上や管理コストの節減その他制度導入により生じた効果について具体的に記入すること。（例示：自主事業による○○教室の開催、利用料金の一部引下げ、土日の開設、開設時間の延長等）

6 総合評価

評価コメント	
特記事項	